**令和８年（フ）第３８１号**
神奈川県平塚市南原１丁目15番５号
債務者　堀江　直希
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和８年（フ）第４０５号**
神奈川県平塚市横内3130番地　県営横内アパート21―205
債務者　鈴木　孝治
1　決定年月日時　令和８年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 破産手続廃止

**令和７年（フ）第５３号**
三重県名張市百合が丘東８番町148番地
破産者　北田　富三
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

**令和７年（フ）第４９２号**
栃木県佐野市堀米町1229番地１
破産者　有限会社有心個別アカデミー
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和７年（フ）第４９３号**
栃木県佐野市堀米町3856番地３　フィデールブリーゼ204、前住所栃木県佐野市堀米町1157番地38
破産者　武澤　充孝
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和７年（フ）第７１２号**
栃木県大田原市小滝561番地38
破産者　五十嵐　翼
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和７年（フ）第８３１号**
栃木県下野市下古山3261番地16　コートエスポワールＢ棟202
破産者　相本　彰太
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和８年（フ）第１５６号**
栃木県宇都宮市鶴田町846番地９
破産者　米澤　　誠
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和８年（フ）第４２０号**
栃木県佐野市田沼町1199番地
破産者　大森　春美
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和８年（フ）第４２５号**
栃木県那須塩原市上横林414番地950
破産者　上田　昭夫
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和８年（フ）第４５１号**
栃木県真岡市久下田西三丁目45番地３
破産者　株式会社横田商店
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**令和８年（フ）第３０３号**
埼玉県八潮市大瀬1472番地
破産者　堀口鋼建株式会社
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和８年（フ）第１２０号**
千葉県木更津市東中央２丁目４番20―1207号、前住所千葉県袖ケ浦市福王台２丁目10番地６　アーバンハイツ和田206号
破産者　榎本　法子
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

**令和８年（フ）第２３２号**
滋賀県草津市野路東四丁目17番33号
破産者　有限会社青木塾
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

**令和７年（フ）第３８５３号**
沖縄県那覇市古波蔵２丁目11番１号　ネクストステージ203、開始決定時大阪府豊能郡能勢町平通101番地の386
破産者　ＬＥＥ　ＣＨＡＮＧ　ＨＹＵＫ　李　昌爀
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**令和７年（フ）第５３６１号**
大阪市東成区神路３丁目４番６号
破産者　株式会社カズマ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第３３０５号**
大阪市東成区中本２丁目10番13号
破産者　合同会社Ｋ―ＣＲＥＷ．ｃｏｍｐａｎｙ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**令和８年（フ）第８５号**
和歌山市西高松一丁目５番４号
破産者　株式会社アレック
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和７年（フ）第１２１４号**
広島市西区庚午北１丁目９番19―104号
破産者　株式会社縁
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第３５６号**
大分市中鶴崎一丁目９番18号奥本ビル１Ｆ
破産者　有限会社ＳＰＹ
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係